3　生化学的検査(I)判断料　144点
4　生化学的検査(II)判断料　144点
5　免疫学的検査判断料　144点
6　微生物学的検査判断料　150点

注1　検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2　注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

3　検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者（検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(IV)については入院中の患者に限る。）1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ　検体検査管理加算(I)　40点
ロ　検体検査管理加算(II)　100点
ハ　検体検査管理加算(III)　300点
ニ　検体検査管理加算(IV)　500点

4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006－4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

D027　基本的検体検査判断料　604点

注1　特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。

2　区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節　削除

第3節　生体検査料

通則

1　新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。

イ　呼吸機能検査等判断料
ロ　心臓カテーテル法による諸検査
ハ　心電図検査の注に掲げるもの
ニ　負荷心電図検査の注1に掲げるもの
ホ　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
ヘ　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
ト　深部体温計による深部体温測定
チ　前額部、胸部、手掌部、足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察
リ　脳波検査の注2に掲げるもの
ヌ　脳波検査判断料
ル　神経・筋検査判断料
ヲ　ラジオアイソトープ検査判断料
ワ　内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの
カ　超音波内視鏡検査を実施した場合の加算
ヨ　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法

2　3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。

イ　呼吸機能検査等判断料
ロ　心臓カテーテル法による諸検査
ハ　心電図検査の注に掲げるもの
ニ　負荷心電図検査の注1に掲げるもの
ホ　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
ヘ　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
ト　深部体温計による深部体温測定
チ　前額部、胸部、手掌部、足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察
リ　脳波検査の注2に掲げるもの
ヌ　脳波検査判断料
ル　神経・筋検査判断料

区分

（呼吸循環機能検査等）

通則

1　区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分番号D206からD214－2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

2　使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

D200　スパイログラフィー等検査

1　肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。）　80点
2　フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。）　80点
3　機能的残気量測定　130点
4　呼気ガス分析　100点
5　左右別肺機能検査　1,010点